

平成16年4月15日
長野県協同電算

「センチュリアム・コミュニケーションズ殿の寄書に対するコメントと提案」

センチュリアム・コミュニケーションズ殿が提出した寄書(SMS - 10 - CTLM - 01)に対して、コメントを記載し、また打開策も提案する。

センチュリアム・コミュニケーションズ殿は、寄書の中で、JJ100.01第二版は、スペクトラム管理SWGで承認されたものであり、すべてのメンバーの承認がなければ覆すことができないと述べている。そして第二版の下での新技術の導入を容認すべきであると述べている。センチュリアム・コミュニケーションズ殿が述べていることは、おそらくTTCの内規に依拠している。

ところで弊社は、有線放送電話網の下で、TTCの意向や決定とは無関係に、ADSLとVDSLを混在させたxDSL回線の提供をはじめた。弊社は、その行為が違法であるとは考えないし、またTTCの場で非難されるようなものであるとも思わない。おそらく年内に、いくつかの有線放送電話施設が、法的には、NTT同様に電気通信事業者になるかもしれないが、その場面においても、弊社のサービスがTTCの意向や決定によって拘束されるものではないと考える。

弊社は、TTCの決定に強い法的拘束力はないと認識している。しかし弊社は、TTCの決定に対する社会的信頼は、大きいと認識している。弊社は、法的な力よりも社会的信頼のほうが、より大きな力となる場合があるということ、よく理解した上で、TTCに参加している。

弊社は、TTCが下す決定は、法的な力よりも社会的信頼に依拠しており、社会的信頼こそがTTCの存在基盤であると認識している。しかるに弊社は、重大な欠陥の存在が発覚したドラフト(JJ100.01第二版)を、内規を理由にそのまま用い、新技術の導入を容認することは、TTCがその存在基盤を自己否定することになりかねないと危惧する。弊社の考えによれば、内規は、存在基盤を自己否定してまで護るには、値しないものである。それでもセンチュリアム・コミュニケーションズ殿が、内規に従えと主張するのであれば、もはや問題の質がスペクトラム管理SWGでの議論を超えている。よって、その打開策として、以下のことを提案する。

- 1) 内規にしたがい、既存のドラフト(JJ100.01第二版)の下でEUを含む新技術の導入を容認するのか、あるいはTTCの社会的信頼や信用を重視し、既存のドラフトの欠陥を修正した後にEUを含む新技術の導入を容認するかを、スペクトラム管理SWGの上位にある専門委員会で議論する。
- 2) スペクトラム管理SWGは、既存のドラフトの欠陥を修正した新しいドラフト(JJ100.01第三版)の作成に専念する。

以上